

柏市健康福祉審議会第1回児童健康福祉専門分科会

乳児等通園支援事業の認可に係る意見聴取について
(こども誰でも通園制度)令和7年8月25日
こども部保育運営課

1 意見聴取の概要

令和6年6月改正の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項において、乳児等通園支援事業が市町村の認可事業となり、認可に際しては、法34条の15第4項の規定において、市町村児童福祉審議会において意見を聴くこととされている。

従って、上記規定に基づき、認可申請のあった2事業者について、本分科会の審議に付すもの。

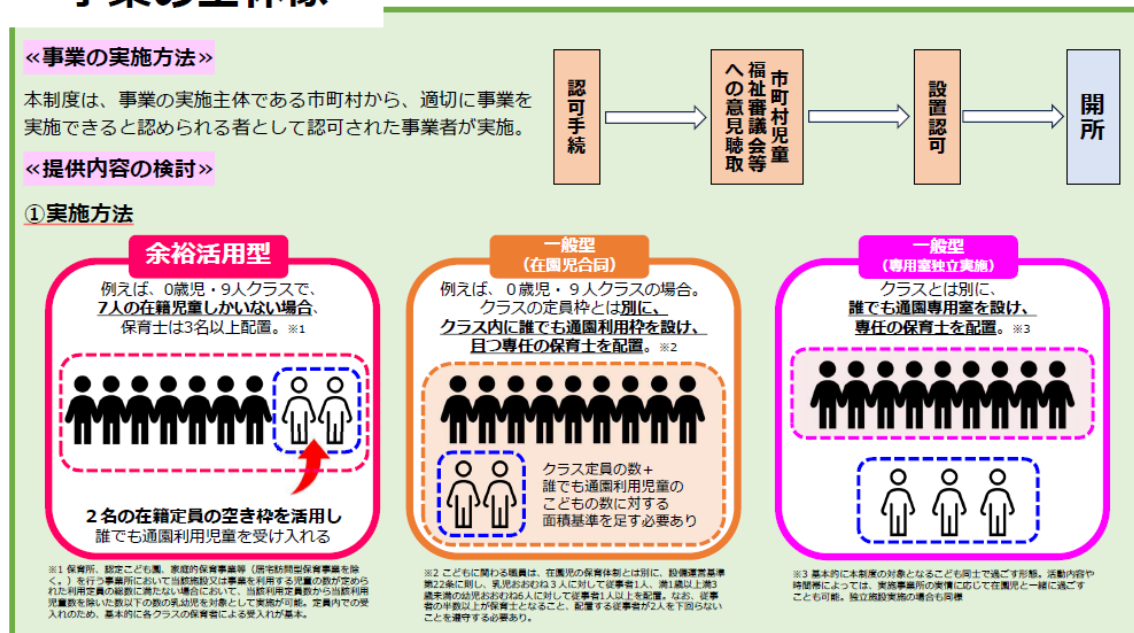
こどもみんなが
こども家庭庁

I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p10~12より抜粋)

事業の全体像

※本制度=こども誰でも通園制度とする



2 認可申請書類一覧

別紙1のとおり

3 認可予定年月日

令和 7 年 1 0 月 1 日

4 主な認可基準

項目	主な認可基準
設備	(1) 乳児室又はほふく室（0～1歳児室） 3. 3 m² / 1 人 (2) 保育室又は遊戯室（2歳児室） 1. 9 8 m² / 1 人 (3) 保育室等を2階以上に設ける場合は，必要な要件を満たすこと ※余裕活用型においては各事業所の設備基準を満たすこと。
職員	(1) 保育士及び柏市が指定する研修を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を配置すること。 乳児等通園支援従事者の数は，乳児おおむね3人につき1人以上，満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし，その半数以上は保育士とすること。ただし，一般型乳児等通園事業所1につき2人を下ることがないようにすること。 (2) 上記に関わらず，下記に該当する場合は乳児等通園支援従事者を1人とすることができる。 ア 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であって，当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ，かつ，乳児等通園支援従事者が保育士であるとき。 イ 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって，保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われ

	ている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され，かつ，当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。 ※余裕活用型においては各クラスの保育者による受入れが基本。
--	--

5 認可申請施設及び利用定員

令和7年10月1日認可予定の施設は，下記のとおり。

名 称	類型	利用定員（人）			
		0 歳	1 歳	2 歳	合計
認定こども園 ホザナ幼稚園	一般型 （専用室独立実施型）	0	0	20	20
あんのん保育園	一般型 （在園児合同実施型）	0	3	0	3

柏市乳児等通園支援事業の認可申請書類一覧

	提出書類	根拠法令	備考
1	乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）	児童福祉法施行規則第36条の36第1項第1号	
2	乳児等通園支援事業実施体制表（様式第2号）	児童福祉法施行規則第36条の36第1項第2号	
3	建物の平面図	児童福祉法施行規則第36条の36第1項第2号	実施場所を示すこと
4	事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）	児童福祉法施行規則第36条の36第1項第3号	
5	収支予算書（様式第3号）	児童福祉法施行規則第36条の36第1項第5号	
6	経営の責任者の履歴書	児童福祉法施行規則第36条の36第1項第4号	
7	福祉の実務に当たる幹部職員の履歴書	児童福祉法施行規則第36条の36第1項第4号	
8	法人登記簿履歴事項全部証明書	児童福祉法施行規則第36条の36第2項第1号	
9	定款、寄付行為その他の規約	児童福祉法施行規則第36条の36第2項第3号	
10	直近3期の決算書（貸借対照表、収支計算書及び事業活動収支計算書又はこれらに代わるもの）	児童福祉法第34条の15第3項第1号	前年度監査時に提出済みの場合省略可
11	誓約書（様式第4号）	児童福祉法第34条の15第3項第4号	

別紙 2

1 認定こども園ホザナ幼稚園（幼保連携型認定こども園）

(1) 施設の概要

ア	敷地面積	1,860.08 m ²
イ	延床（園舎）面積	1,001.65 m ²
ウ	乳児室及びほふく室面積	40.61 m ² （有効面積）
エ	保育室及び遊戯室面積	428.85 m ² （有効面積）
オ	乳児等通園事業専用居室	54.00 m ² （有効面積）

カ 認可定員

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
	0	8	24	60	70	70	232

キ 利用定員（令和 7 年度）

				3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
3 号	0	8	24				32
2 号				29	29	29	87
1 号				30	30	30	90
計	0	8	24	59	59	59	209

(2) 乳児等通園支援事業実施体制

ア	必要面積
	39.6 m ² （定員 20 名 × 1.98 m ² ）
イ	職員の配置予定
	保育士 4 名（常勤 3 名）
ウ	利用定員，事業実施曜日及び時間

(ア) 利用定員

0 歳	1 歳	2 歳	合計
0	0	20	20

(イ) 実施曜日

火曜日及び木曜日

(ウ) 開所時間

9 時 00 分～11 時 00 分

エ 給食提供の有無

無

オ 事業対象保育室

既存遊戯室の一部を乳児等通園支援事業へ転用するもの

2 あんのん保育園（保育所）

(1) 施設の概要

ア	敷地面積	1,680.65 m ²
イ	延床（園舎）面積	569.52 m ²
ウ	乳児室及びほふく室面積	76.42 m ² （有効面積）
エ	保育室及び遊戯室面積	202.75 m ² （有効面積）
オ	乳児等通園事業専用居室	9.90 m ² （有効面積）
カ	認可定員	

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
6	9	9	12	12	12	60

キ 利用定員（令和 7 年度）

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
6	9	9	12	12	12	60

(2) 乳児等通園支援事業実施体制

ア	必要面積
	9.90 m ² （定員 3 名 × 3.30 m ² ）
イ	職員の配置予定
	保育士 4 名（常勤 2 名）
ウ	利用定員，事業実施曜日及び時間

(ア) 利用定員

0 歳	1 歳	2 歳	合計
0	3	0	3

(イ) 実施曜日

火曜日～金曜日

(ウ) 開所時間

9 時 3 0 分～12 時 0 0 分

エ 給食提供の有無

有（270 円／回）

オ 事業対象保育室

既存乳児室の一部を乳児等通園支援事業へ転用するもの